

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ 平成25年度の法人税申告事績

Q :平成25年度の法人税申告事績が公表されたようですが、どのような内容だったのですか？

A :次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から平成25年度の法人税申告事績が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

① 申告件数、申告税額

法人税の申告件数は、277万1千件で、その申告所得金額の総額は53兆2,780億円(昨対+8兆906億円)、申告税額の総額は10兆9,403億円(昨対+9,298億円)で、4年連続の増加でした。

② 黒字割合

申告件数のうち、黒字申告割合は29.1%(昨年は27.4%)で、3年連続上昇となっています。

③ 申告欠損金額

申告欠損金額の総額は、12兆7,744億円(昨対△4兆482億円)で、赤字申告1件当たりの欠損金額は6,498億円(昨年は8,396億円)でした。

④ 源泉所得税等の税額

源泉所得税等の税額は14兆8,243億円で、昨年に比べ1兆4,707億円増加し、4年連続の増加でした。主な所得では、給与所得の税額が4,199億円(4.6%)増加し、配当所得の税額が4,836億円(22.6%)の増加でした。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ 平成25年所得税及び消費税調査等の状況

Q : 平成25年の所得税や消費税の調査状況が公表されたそうですが、どのような内容になっていたのですか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から、「平成25年度における所得税及び消費税調査等の状況について」が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

【所得税】

①調査件数及び申告漏れ等のあった件数

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が4万6千件(前年度4万6千件)、着眼調査が1万6千件(前年度2万4千件)で、簡易な接触の件数については83万7千件(前年度61万2千件)でした。このうち申告漏れ等の非違があった件数は59万件(前年度42万4千件)でした。

②追徴税額

追徴税額は1,020億円(前年度1,001億円)で、実地調査によるものが696億円(前年度704億円)、このうち特別調査・一般調査によるものが665億円(前年度661億円)、着眼調査によるものが32億円(前年度43億円)で、簡易な接触による追徴税額が324億円(前年度296億円)でした。

【消費税】

実地調査の件数は、7万6千件(前年度8万4千件)で、このうち申告漏れ等の非違があった件数は5万2千件(前年度5万8千件)でした。そして、追徴税額は209億円(前年度211億円)でした。



発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

通勤手当の非課税限度額が改正に

Q : 通勤手当の非課税限度額が改正になったとか。どのようになったのですか？

A : 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。平成26年4月1日以後分から適用で、一部遡及適用となります。

【解説】

この度、所得税法施行令が改正され、交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。

その他については、これまでと同じです。

- ・ 通勤距離が片道55km以上である場合
31,600円
- ・ 片道45km以上55km未満である場合
28,000円
- ・ 片道35km以上45km未満である場合
24,400円
- ・ 片道25km以上35km未満である場合
18,700円
- ・ 片道15km以上25km未満である場合
12,900円
- ・ 片道10km以上15km未満である場合
7,100円
- ・ 片道2km以上10km未満である場合
4,200円



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

消費税率の引上げに伴う経過措置

Q : 消費税率が10%に引き上げられることに伴う経過措置が出されたそうですが、どのようなものなのですか？

A : 適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものに経過措置が講じられています。

【解説】

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることとされています。

したがって、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等課税仕入及び保税地域から引き取られる課税貨物については、10%の税率が適用され、適用開始日前の取引については8%の税率が適用されるのですが、次のものについては、10%に引き上げ後においても、8%の税率が適用される経過措置が講じられました。

- ①旅客運賃等
- ②電気料金等
- ③請負工事等
- ④資産の貸付け
- ⑤指定役務の提供
- ⑥予約販売に係る書籍等
- ⑦特定新聞
- ⑧通信販売
- ⑨有料老人ホーム
- ⑩家電リサイクル法に規定する再商品化等

